在南アフリカ共和国日本国大使館
Embassy of Japan in South Africa

南アフリカにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】
夏季休暇期間中における動植物検疫の強化に関する留意事項について

【ポイント】
●農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室及び動物衛生課国際衛生対策室から、夏季休暇期間中の人の往来増加を見越して、動植物検疫の徹底のお知らせがありました。

【本文】
　植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

　持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。

　肉・肉製品の持込は禁止されています。
これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

　違法な持込には、罰則（最大３年の拘禁刑又は最大 300 万円（法人は最大 5,000 万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

　詳しくは以下の農林水産省（植物検疫所・動物検疫所）のウェブサイトを確認ください。

《植物防疫所》
「来日するあなたへのお願い」
https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」
https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html

「よくある質問（海外からの持込み編）」
https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html

《動物検疫所》
「海外からの家畜伝染病を防げ！（動画）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ（FAQ）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

【問い合わせ先】
在南アフリカ日本国大使館
ＨＰ：http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria
電話：+27 12 452 1500 領事・警備
※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete